

事 務 連 絡

令和元年12月13日

保 護 者 様

印西市教育委員会指導課長

感染症（インフルエンザを除く）り患時の登校（園）許可に
おける証明書の書式変更について

寒気の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますます御清祥のこと
とお喜び申し上げます。また、日ごろより本市教育活動に対しまして、
御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、印西市では、医師により感染症（インフルエンザを除く）と診
断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止等の
措置を行うとともに、登校（園）再開の際に「治癒証明書」にて医師の
証明をいただいております。

しかし、疾患により書類の扱いが異なることや、治癒後再受診の必要
のない疾患でも書類のために受診し、過剰な負担をおかけしている点を
考慮した結果、登校（園）再開の際には、別紙様式「**感染症（インフル
エンザを除く）療養報告書**」に変更することとなりました。

医師が診断時または治癒時に記入し、保護者の方は療養状況を記入し
て、登校（園）再開時に学校（園）に提出する形となります。

なお、様式については、学校から受け取っていただくほか、印西市ホ
ームページからダウンロードにより入手できます。

学校（園）における感染症の流行を予防するために、御理解、御協力
をお願いいたします。

問い合わせ先

印西市教育委員会指導課

T E L 3 3 - 4 7 0 5

F A X 4 2 - 0 0 3 3

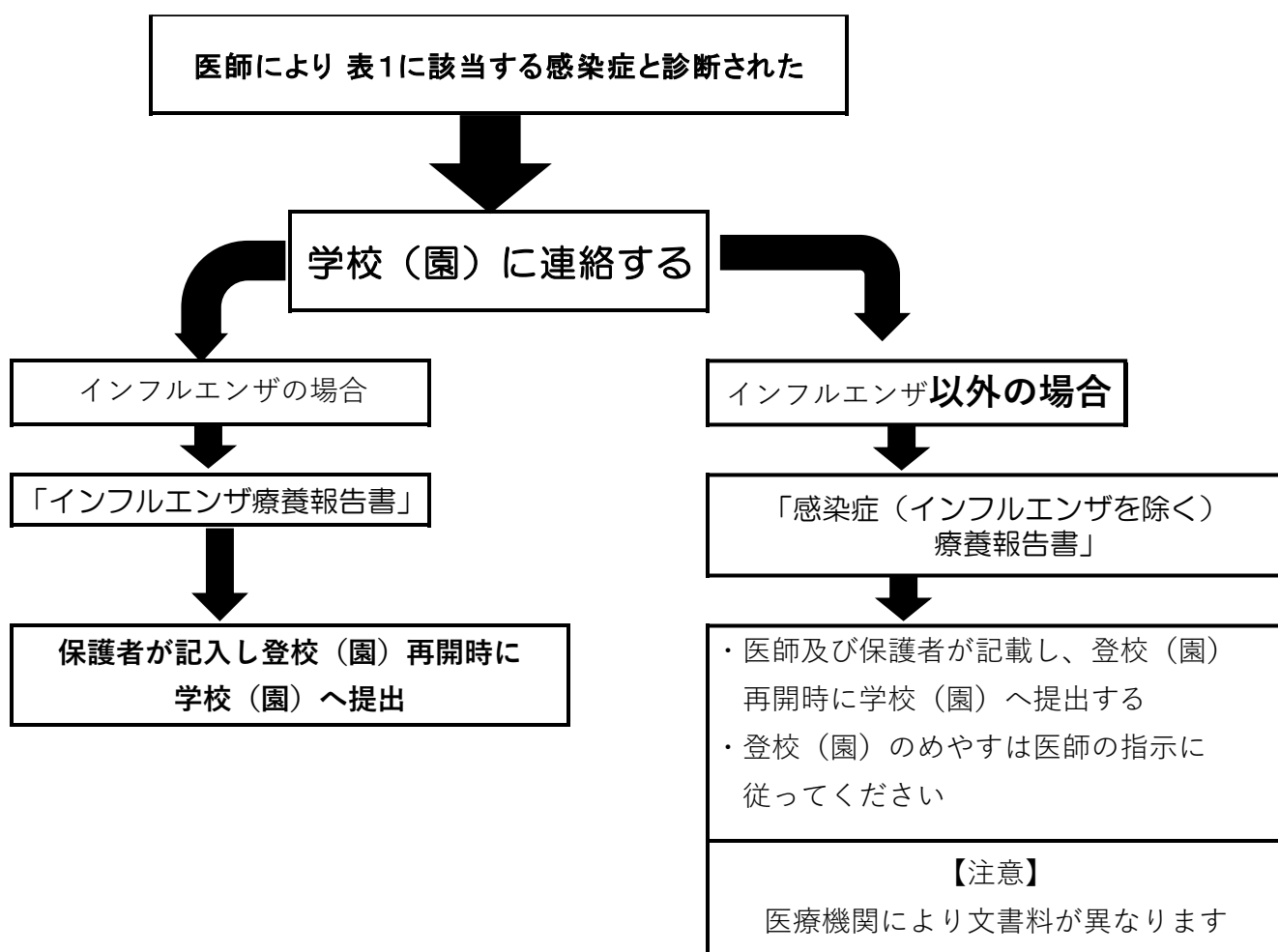
学校感染症による出席停止の手順について

印西市教育委員会指導課

学校（園）は幼児・児童・生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校安全法施行規則（第18・19条）に規定されております。

医師により感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



【注意】

- ①報告書のすべての項目が満たされてからの登校（園）をお願いします
- ②記入不備や忘れた場合は、確認の連絡をさせていただきます

表1

学校（園）における感染症		出席停止期間	医師書類記入の目安	登校の目安	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	再受診時記入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを	
	クリミア・コンゴ出血熱				
	痘そう				
	南米出血熱				
	バスト				
	マールブルグ病				
	ラッサ熱				
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	再受診時記入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを	
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下線、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで			
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで			
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで			
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで			
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	再受診時記入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを	
	流行性角結膜炎				
	急性出血性結膜炎				
	コレラ				
	細菌性赤痢				
その他の感染症	A群溶連菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	診断時記入	校（園）の指示に従い登校（園）する	
	ウイルス性肝炎				
	感染性胃腸炎				
	マイコプラズマ肺炎				
	伝染性紅斑（りんご病）	医師において感染のおそれがないと認めるまで			欠席の必要性がない場合は、提出は不要です
	ヘルパンギーナ				
	手足口病	欠席の必要性がない場合は、提出は不要です			
	伝染性膿痂疹（とびひ）				
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過しかつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで	保護者記入		